

信州大学農学部と辰野町との連携・協力に関する協定書

信州大学農学部と辰野町は、森林の総合的な活用モデルの確立及び相互の交流・発展に資するため、農林資源の有効活用と教育・研究等を推進し、産業振興、人材育成、環境保全等の分野で連携・協力するため、令和3年2月18日付け「信州大学農学部と辰野町との連携・協力に関する協定書」を更新し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、信州大学農学部と辰野町が連携・協力することによって、安心して暮らせる活力ある持続可能な地域づくりを進めるとともに、学術研究機能の向上と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 信州大学農学部と辰野町は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 農林業等地域産業の振興に関すること
- (2) 特用林産、里山資源等地域資源の活用に関すること
- (3) 安全・安心な持続可能な地域づくりに関すること
- (4) 農林業等里山資源活用に携わる者的人材育成及び生涯学習に関すること
- (5) 農林業等里山資源活用を対象とした教育及び学術研究に関すること
- (6) 環境保全に関すること
- (7) インターンシップ等の現地学習に関すること
- (8) 施設の利用に関すること
- (9) その他、両者が必要と認める事項

(連携協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、令和6年2月18日から発効し、有効期間は3年間とする。

ただし、その間の連携・協力内容の評価を定期的に行い、両者の合意により更新することができる。

(細目)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項について必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月16日

信州大学農学部長

木倉真一



辰野町長

武居保男

